

「くれしんリバースモーゲージ型住宅ローン（くれしんリ・バース 60）」
の取扱開始について

当金庫では、高齢者の住宅取得やリフォーム等のニーズにお応えするため、下記のとおりリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

記

1. 商品の概要

<p>ご利用 いただける方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫の営業地区内に居住、または勤務している方 申込時の年齢が満 60 歳以上の方 住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認が受けられる方（※1） 年金等の安定収入があり、返済比率が以下に該当する方（※2） <table border="1" data-bbox="493 831 1294 925"> <tr> <td data-bbox="493 831 683 925">返済比率</td> <td data-bbox="683 831 1082 880">年収 400 万円未満の場合</td> <td data-bbox="1082 831 1294 880">30%以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="683 880 1082 925">年収 400 万円以上の場合</td> <td data-bbox="1082 880 1294 925">35%以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 日本国籍または永住許可を受けている外国人の方 申込みにあたり当金庫が行うカウンセリングを受けられる方 	返済比率	年収 400 万円未満の場合	30%以下		年収 400 万円以上の場合	35%以下
返済比率	年収 400 万円未満の場合	30%以下					
	年収 400 万円以上の場合	35%以下					
<p>資金使途</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自ら居住する住宅（セカンドハウスを含む）の新築（建替）、または購入（中古住宅を含む）資金 自ら居住する住宅（セカンドハウスを含む）、親族に使用貸借する住宅、または 3 年以内の定期借家契約により第三者に賃貸する住宅のリフォーム等資金 既存の住宅ローンの借換えのための資金 サービス付高齢者向け住宅の入居一時金、およびサービス付高齢者向け住宅への住み替え前に自ら居住していた住宅に係るリフォーム等の資金 対象者の子供世帯が当金庫の営業地区内に居住する住宅の新築（建替）、または購入（中古住宅を含む）資金 						
<p>融資形式</p>	<p>証書貸付</p>						
<p>融資期間</p>	<p>当金庫が債務者（連帯債務者を含む）全員の死亡した事実を知り得た日まで</p>						
<p>融資金額</p>	<p>100 万円以上 5,000 万円以内（1 万円単位） ただし、以下の(1)から(3)まで掲げる金額のうち最も低い金額とします。</p> <p>(1) 資金使途別の上限金額 イ. 住宅の新築・購入、左記資金使途の借換資金は 5,000 万円 ロ. リフォーム資金、または入居一時金および左記資金使途の借換資金は 1,500 万円</p> <p>(2) 所要資金の 100%に相当する金額</p> <p>(3) 担保不動産評価額の 50%までの金額（ただし、担保不動産が長期優良住宅の場合は、担保不動産評価額の 55%までの金額）</p>						

融資利率	当金庫所定の利率
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元金の返済方法：融資期日到来による一括返済 利息支払方法：毎月利払方式（15日、休日の場合は翌営業日）
担保	<ul style="list-style-type: none"> 原則、ご融資の対象となる土地・建物(※3)に第一順位の抵当権を設定します。ただし、以下の場合は当該土地・建物に第一順位の抵当権を設定します。 (1) 資金使途がサービス付高齢者向け住宅の入居一時金の場合は、サービス付高齢者向け住宅への住み替え前に自ら居住していた土地・建物 (2) 子供世帯が居住する住宅の新築（建替）または購入（中古住宅を含む）資金の場合は、親世帯の土地・建物
保証人	原則不要です（担保提供者の方は物上保証人となります）。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫住宅ローン取扱手数料 55,000 円（消費税含む）をいただきます。 火災保険にご加入いただきます。 年1回、面談等により現況を確認させていただきます。 債務者および法定相続人全員を代表する法定相続人の方には、当金庫所定のカウンセリングを受けていただきます。

- (※1) 債務者がお亡くなりになった際、担保物件の売却等によりローンの全額を返済できない場合でも、相続人は残債務をご返済いただく必要はありません。
- (※2) 公的年金を受給されている方（これから受給する方を含む）は、当金庫口座を年金受取口座にご指定いただきます。
- (※3) 建物は、新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築基準法に定める耐震基準）相当の耐震性を有することとします。

2. その他

詳細につきましては、営業店窓口でご説明いたします。

なお、融資につきましては当金庫所定の審査があります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
 融資管理本部 融資部（担当：高、新谷）まで
 電話 (0823) 25-6828